

特定非営利活動法人 町田発・ゼロ・ウェイストの会 第3回理事会議事録

- 1 日 時 2009年12月13日（日曜日）15:00～16:40
- 2 場 所 小山田桜台団地 三和横集会所 大集会室
- 3 出席者数 10名 傍聴2名
- 4 出席理事氏名 広瀬立成 長田道廣 黒津一子 小林美知 斉藤洋子 巽富士子 中川慶子
仲村達郎 谷仲ひろみ
出席監事氏名 片倉日出男
傍聴者氏名 寺脇勝子 牧野靖代
- 5 審議事項
(1) 理事の辞任について
(2) その他
- 6 議事の経過の概要及び議決の結果
(1) 定款第33条の定めにしたがい、議長は広瀬理事長が務めた。書記に谷仲が選任された。
(2) 広瀬理事長より、理事の辞任など混乱を招いたことは理事長としての責任が重い。そして小林理事の辞任に伴い健康についてのメールが発信されたことについても不注意であったと謝罪があった。続いて片倉監事より、監査が適正か不適正かの判断はまだできていない。内部統制がしっかり行われていなかったのではないかと感じる。総会、理事会、理事長の権限、監事の職責、それらの機能がバランスよく働いていなかった。監事として働きかけをしてこなかったことも一因と反省している。ゼロ・ウェイストの仕事はNPOだけのものではない。企業や行政、一般市民との協働でもあるので、そういう観点を十分認識しながら発展的な方向に持って行ってほしいとの発言があった。
小林理事より辞任のいきさつとメールの件について理事会としての謝罪を求める発言の後、それぞれが意見を述べた。その後、広瀬理事長が今後、1. 運営の改革（情報の共有）2. 理事の役割と責任（事業計画の共有と責任体制）3. NPOが外に開かれた存在であることの3つのポイントに重点をおいて活動していく旨を発表した。
小林、巽、長田の3人の理事より理事の辞任届が提出され、受理した。
- 7 議事録署名人の選任に関する事項
上記理事会議事の議事録署名人として、片倉日出男氏を選任した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

年 月 日 議 長
議事録署名人

印
印

特定非営利活動法人 町田発・ゼロ・ウェイストの会 第3回理事会議事録

1 日 時 2009年12月13日（日曜日）16:50～18:20

2 場 所 小山田桜台団地 三和横集会所 大集会室

3 出席者数 7名

4 出席理事氏名 広瀬立成 黒津一子 斉藤洋子 中川慶子 仲村達郎 谷仲ひろみ
出席監事氏名 片倉日出男

5 審議事項

- (1) 会費、寄付金の返金について
- (2) 細則、定款の変更について

6 議事の経過の概要及び議決の結果

- (1) 定款第33条の定めにしたがい、議長は広瀬理事長が務めた。書記に谷仲が選任された。
- (2) 賛助会員北林氏よりの会費、寄付金の返金要求は、受け付けないとした。また、退会届用紙を送りそれぞれの賛助会員に署名捺印して提出するように伝えることにした。
- (3) 10章55条により会員の入退会の方法について細則を別紙のように決定した。また、4章26条及び35条の総会や理事会での表決を電子メールでも行えるよう定款変更を総会に提案することを決定した。理事より会員名簿の提供申し入れがあった場合、誓約書の提出を条件とし、情報提供をすることとした。

7 議事録署名人の選任に関する事項

上記理事会議事の議事録署名人として、片倉日出男氏を選任した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

年 月 日 議 長

印

議事録署名人

印

特定非営利活動法人町田発・ゼロ・ウェイストの会

会員入退会細則

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人町田発・ゼロ・ウェイストの会（以下「当法人」と言う）定款第2章に定められた、会員の入会および退会の方法について細則を定めるものとする。本細則に定めのない事項が生じた場合は、理事会の議決を得て、理事長がこれを定めるものとする。

(種別)

第2条 この法人の会員は当法人第6条に定められているとおり、次の2種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人および団体

(会員資格)

第3条 第4条に定める入会金および、第5条に定める年会費を納入し、それが本法人に受理された時点で会員の資格をえるものとする。

(入会金、会費の返還)

第4条 当法人は、第9条の規定により会員資格を喪失しても、入会金および会費は返還しないものとする。

平成21年12月13日制定